

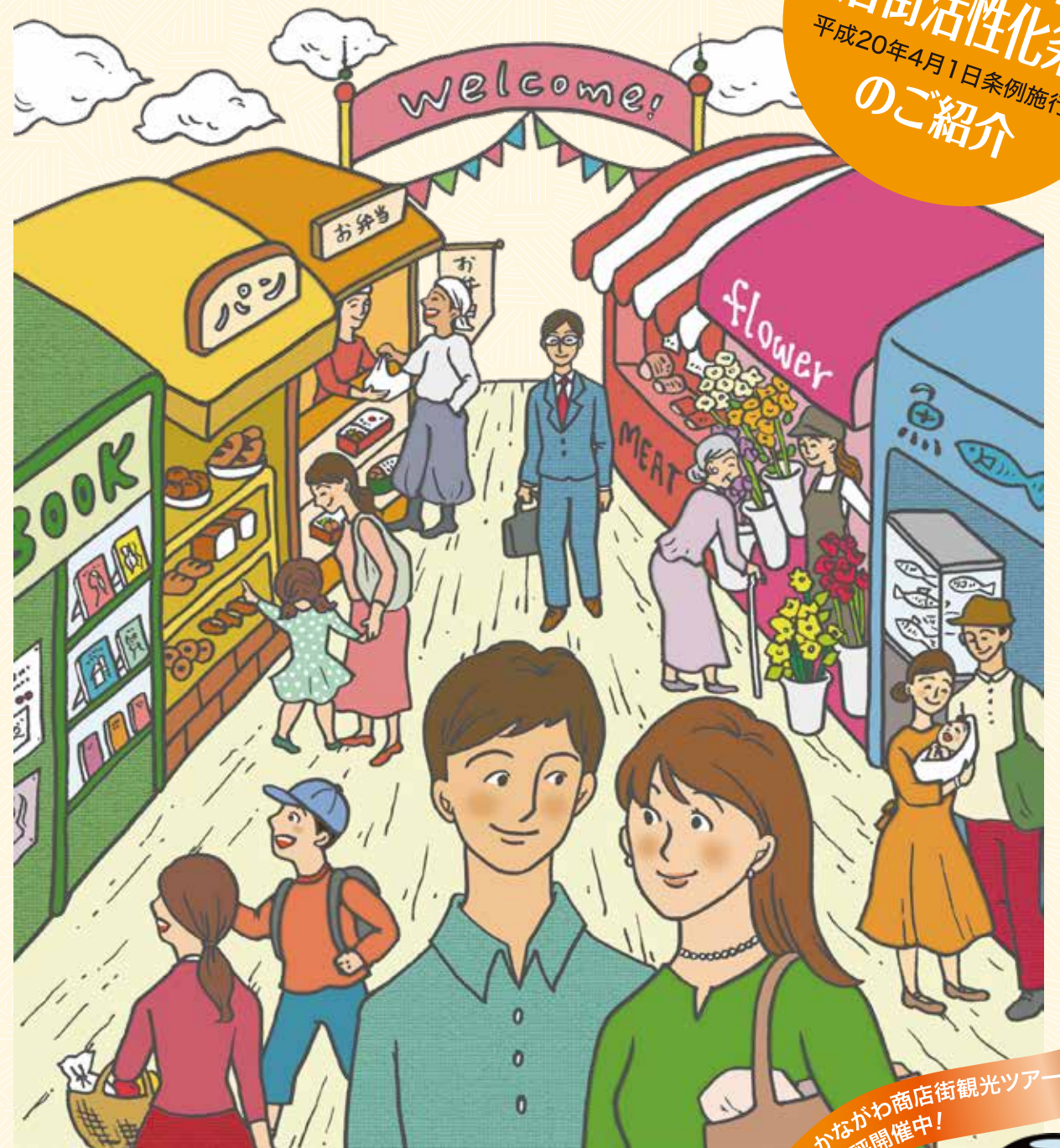


神奈川県

KANAGAWA

アップ 商店街の魅力UPと 活性化に向けて

神奈川県
商店街活性化条例
平成20年4月1日条例施行!
のご紹介



かながわ商店街観光ツアー
好評開催中!

神奈川県商店街活性化条例(全文)

- (目的)
- 第1条 この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)事業者 商店街において事業を営む者をいう。
 - (2)商店会 事業者が商店街の活性化を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (県の責務)
- 第3条 県は、市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町村が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。
- 2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。
- 附 則
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

魅力あふれる/
商店街 & 大型店

「かながわ商店街大賞」 大賞(知事表彰)受賞商店街・大型店

県と経済関係団体で構成する
「かながわ商店街大賞実行委員会」では、
「かながわ商店街大賞」として、
県内の商店街の優れた取組や商店街との
連携に積極的な大型店などを表彰しています。

川崎モアーズ

川崎市川崎区
(令和6年度「大型店・チェーン店部門」)

互いの強みを生かしながら 商店街と一体となって イベントを開催

- 川崎銀柳街商業協同組合を構成する一店舗として、商店街の販売促進活動に連携しながら参加し、テナント店舗も、商店街のイベント時にはブース出店するなど、積極的に参加しています。
- 商店街設立時から会員として大型店のノウハウを生かし販売促進委員会にも携わり、商店街SNSと店舗のSNSで相互の情報を発信するなど、それぞれの強みを生かしながら連携し、集客力アップに努めています。



鎌倉由比ガ浜中央商業 協同組合

鎌倉市
(令和6年度「商店街部門」)

独自性高い商店街MAPと SNSを利用したハイブリッドな 手法で来街者を呼び込む

- 由比ガ浜の街路沿い約500メートルの範囲に広がる場所にある、観光客と地域住民が共に利用する商店街。
- 商店の人物像の特徴をとらえた手書きの温かみのあるイラストMAPを作成し、実際に商店街を歩いてみたくなるようなプロモーションを行うとともに、店舗の動画を定期的にInstagramに投稿する試みにより、アナログ(MAP)とデジタル(SNS)を活用したハイブリッドな販売促進で来街者を増やす取組を推進しています。



久里浜商店会協同組合

横浜質市
(令和5年度「商店街部門」)

人気サッカーチームの練習場が 地域資源となったことをきっかけに 街が一体となり取組推進

- ポイントカードのアプリ化や移動販売等多岐にわたる事業に長年取り組んでいる商店街。
- 近隣に「横浜F・マリノス」の練習場がオープンしたことを機に、レトルトカレーをマリノスと共同開発するとともに、フラッグや幟等を掲げ、地域全体をマリノスのチームカラーで彩るなど、街が一体となって取組を推進しています。



条例の詳細は、神奈川県のホームページをご覧ください。

商店街活性化条例

検索



神奈川県

産業労働局中小企業部商業流通課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-5612(直通)

令和7年6月発行



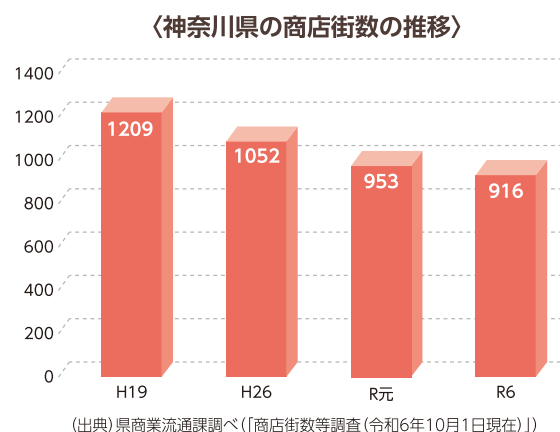
神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川にある商店街の“いま”を知ろう！ 神奈川の商店街を取り巻く環境と条例制定の背景

Q なぜ、この条例が制定されたの？

A 県民の買い物の場であり、
地域コミュニティの中核でもある商店街を活性化するためです。

県民の日々の買い物などの場である商店街は、祭りやイベント、地域の防犯・防災、高齢者の見守り等の拠点でもあり、地域コミュニティの中核として重要な役割を担っています。一方で、商店街の多くは、加入店舗数の減少、経営者の高齢化、空き店舗の増加などの課題を抱え、地域活力の低下が懸念されています。少子高齢社会において、地域住民の身近な交流の場として商店街の役割は年々大きくなってきており、県では、条例を制定し商店街の活性化に取り組んでいます。



県に求められていること

Q 県はどういう役割を果たすの？

A 市町村と連携して、商店街の活性化を図るための施策を推進していきます。

事業者にも求められていること

Q 事業者にはどのようなことが求められているの？

A 地域コミュニティを維持していくためにも
商店会への加入や商店会が行う事業などへの協力が求められています。

商店会費で設置される商店街の街路灯や防犯カメラを適切に設置・維持管理していくためにも、商店会への加入が求められています。また、地域コミュニティの中核である商店街の活性化を図る事業や地域貢献の取組への協力が求められています。

人が集う商店街の取組とは？ 商店街の役割



商店街観光ツアーの推進

県では、商店街の方々が主体的に取り組んでいる、地域の個性と魅力が際立つ商店街観光ツアーの実施を支援しています。また、過去に実施したツアーで、個人でも楽しめるようなコースをホームページで発信し、皆様の来街を促しています。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。



商連かながわホームページ
「商店街に行こう! in かながわ」

<https://shotengai-kanagawa.com/>

事業者の皆様と県民の皆様と県や市町村などの行政が力を合わせて、消費活動の場であり地域コミュニティの中核である大切な商店街を盛り上げていきましょう!!